

第 3 期伊勢市環境基本計画（骨子案）

1. 計画の基本的考え方

(1) 計画の改定の背景

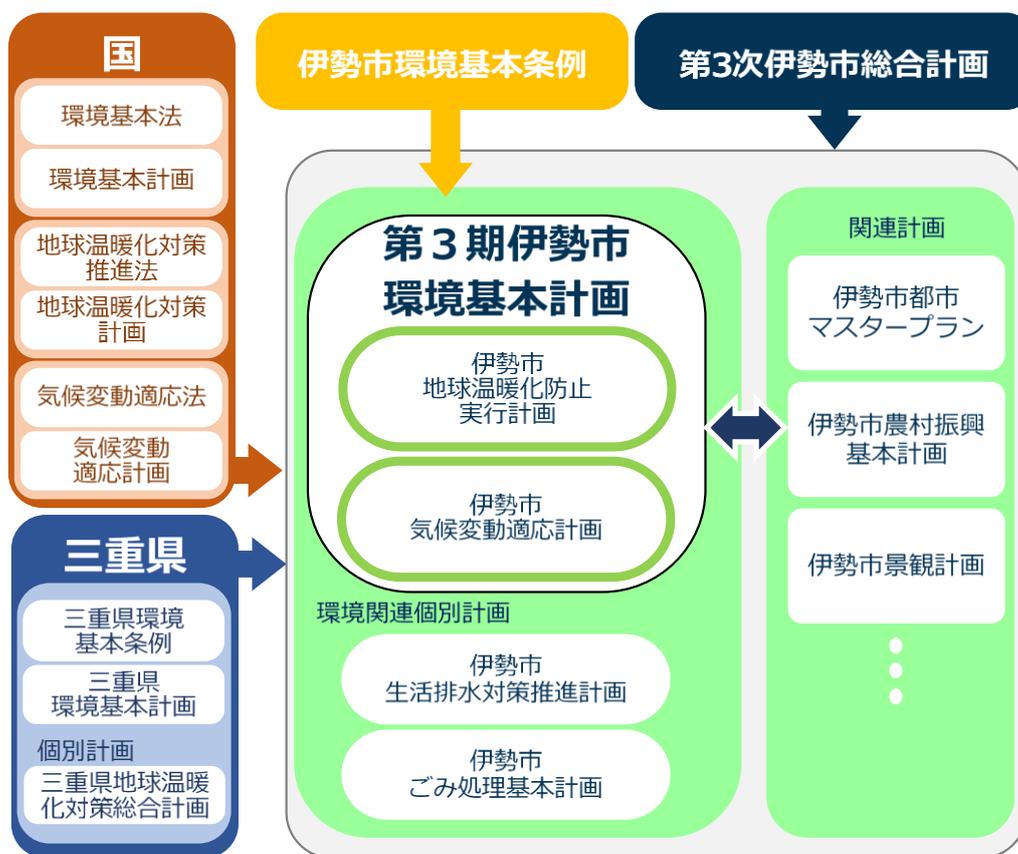
- 第 3 期伊勢市環境基本計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間の計画期間としており、策定後 5 年を経過する令和 6 年度に計画の中間見直しを行うこととしています。
- 令和 2 年 3 月の計画策定後、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化するとともに、プラスチック資源循環促進法の施行による分別・再資源化の促進や、生物多様性国家戦略 2023－2030 で示されたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組など、大きな社会情勢の変化があり、より一層の環境施策の推進が求められています。
- 気候変動適応法などの関係法令の施行・改正や、国の第 6 次環境基本計画などの関連計画の策定・改定、市の上位計画・関連計画の策定・改定などがあり、内容の整合を図る必要があります。

(2) 計画の改定の考え方

- 現行計画の中間年までの取組の成果や課題、環境に係る状況の変化や市民の意向等を踏まえるとともに、市の上位計画・関連計画との整合を図り、国内外の環境をとりまく情勢の変化などに対応した計画とします。
- 現行計画において設定した「計画期間」、「対象範囲」及び「対象区域」は変更しません。また、現行計画において掲げた「めざす環境像」及び「基本方針」については踏襲し、「基本目標」、「施策の方向性」、「施策」、「主な取組」について見直します。
- 気候変動適応法の改正など、気候変動に対する適応の一層の取組が求められていることから、今回の計画改定において地域気候変動適応計画を内包します。

(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、「伊勢市環境基本条例」（2005（平成17）年条例第134号）第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。
- また、本市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」（2018（平成30）年7月）で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策及び事業の推進指針を示すものでもあります。
- その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。



(4) 計画の期間

- 本計画の期間は、計画の初年度を 2020（令和 2）年度、最終年度（計画目標年度）を 2029（令和 11）年度とします。
- また、本市の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



(5) 計画の対象範囲

- 本計画において対象とする範囲は以下のとおりとします。

分野	対象
脱炭素社会分野	地球温暖化、エネルギー等
循環型社会分野	廃棄物等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境等
生活環境分野	歴史、文化、公害、衛生、美化、景観、ペット、バリアフリー、水循環等

(6) 計画の対象区域

- 本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

2. めざす環境像および基本目標

(1) めざす環境像

- 本市は、これまでもまちづくりにあたっての視点の一つとして「環境」を掲げてきました。
- 伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」では、基本計画を形づくる8つの政策の一つとして「環境」を位置づけています。また、本市における環境保全についての基本理念及び施策の基本となる事項等について「伊勢市環境基本条例」を制定しており、同条例第3条において、以下のような基本理念を掲げています。
- 本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいき、新たな魅力や活力を創造するため、「第3次伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿って、「環境文化」の考え方を基本にした、伊勢市の環境のめざす姿を次のとおりとします。

継承と創造 環境文化都市 伊勢

伊勢市環境基本条例 第3条 基本理念

- ①環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- ②環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- ③環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行わなければならない。
- ④環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

(2) めざす環境像の実現のための基本方針

- 前項で掲げた「めざす環境像」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、市民、事業者、行政が一体となって行う環境施策のすべてに共通する考え方とします。

① 伊勢の誇りを次世代に継承する

- 「伊勢」がこれまで育んできた歴史・文化や自然環境はもとより、「伊勢」と環境とのかかわりや、「伊勢」の市民の心に根付く環境への想い、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはない伊勢の“誇り”であり、伊勢へ人を惹きつける求心力のひとつとなっています。
- 現代に生きる我々も、改めて認識するとともに、次の世代に引き継いでいけるよう、「伊勢」におけるあらゆる取組において、「伊勢の誇りを次世代に継承する」ことを意識していきます。

② 一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する

- 私たち一人ひとりが身近な環境への取組を積み重ねると同時に、様々な主体が持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することで、地球全体の環境の維持・改善へとつながっていきます。
- 日々の生活の中で、「一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する」ことを常に意識していきます。

③ 人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる

- 「伊勢」は、古くから“お伊勢さん”として親しまれている日本人の心のふるさとです。その「伊勢」を訪れる人々が「さすが伊勢は違う」と感じるような「伊勢」をつくるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。
- これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるように、「人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる」ことを意識していきます。

(3) 基本目標

- 社会の動向や、国、三重県の環境基本計画等を踏まえた、第3期伊勢市環境基本計画の基本目標の改定案は以下のとおりです。

〔基本目標の改定方針〕

- ・ 国や県の計画と整合を図ります。
- ・ 社会の動向に沿った内容に更新します。
- ・ 環境基本計画に内包する「伊勢市地球温暖化防止実行計画」および「伊勢市気候変動適応計画」は、基本目標1「脱炭素で地球にやさしい社会の構築」に位置付けます。

第3期伊勢市環境基本計画		参考	
改定案	現行計画	第六次環境基本計画	三重県環境基本計画
基本目標1 脱炭素で地球にやさしい社会の構築	基本目標1 低炭素で地球にやさしい社会の構築	気候変動対策	I. 低炭素社会の構築
基本目標2 資源を大切にする循環型社会の構築	基本目標2 資源を大切にする循環型社会の構築	循環型社会の形成	II. 循環型社会の構築
基本目標3 豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成	基本目標3 豊かな自然と人が共生する社会の形成	生物多様性の確保・自然共生	III. 自然共生社会の構築
基本目標4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成	基本目標4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成	水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理	IV. 生活環境保全の確保
基本目標5 環境保全に取り組むための基盤づくり	基本目標5 環境保全に取り組むための基盤づくり	基盤となる施策	V. 共通基盤構築

※改定箇所（案）を赤文字で示しています。

3. 施策の展開

- 改定箇所（案）を赤文字で示しています。

(1) 施策体系

- 本計画では、めざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向け、5つの基本目標（「**脱炭素**で地球にやさしい社会の構築」、「資源を大切に作る循環型社会の構築」、「豊かな自然・**多様な生物**と人が共生する社会の形成」、「歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成」、「環境保全に取り組むための基盤づくり」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

(2) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点

- 持続可能な都市を実現するには、市民一人ひとりが「持続可能」の意味を理解し、行動していくことが必要です。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、“人間中心”、“誰一人取り残さない”という理念のもと、世界中のすべての人々が目標（ゴール）に向かって取り組むことが求められています。
- したがって、SDGsは、相互の関係を理解し、それに関わる主体とともに取り組む必要があることから、行政のみならず、企業や市民団体、そして市民等、すべての主体の参加が必要となります。
- 本市は、このようなSDGsの視点を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政機関等あらゆる主体のパートナーシップにより、本市の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現をめざします。
- 本計画では、将来像の実現に向けた各基本目標に、関連するSDGsのゴール（目標）を結び付け、多様な視点で環境施策を推進することで、地域の環境保全を図るとともに、国際的な目標の達成にも貢献することをめざします。

(3) コベネフィット・ウェルビーイングの視点

- 環境保全対策は、地域活性化、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、市民・事業者の利益となる可能性を秘めています。環境分野の取組が結果として、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらす、社会の中にある多岐にわたる諸課題の同時解決につながるという「コベネフィット」の視点を盛り込み、地域の環境・社会・経済に貢献することをめざします。
- 国の「第六次環境基本計画」では、重点戦略の一つとして、『「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現』を掲げており、「人々の健康の保護と生活環境の保全の取組の推進」や、「良好な環境の創出の水準の向上、共生する社会の実現」をめざしています。
自然資本を充実させる取組によって、人々の生活の質を向上させるという「ウェルビーイング」の視点を盛り込むことで、市民の生活が豊かで安心できるものになることをめざします。

(参考) 計画の体系改定イメージ

めざす姿	基本方針	基本目標	施策の方向性	キーワード
<p>継承と創造</p> <p>環境文化都市</p> <p>伊勢</p>	<p>■ 人と人とのつながりで魅力ある “お伊勢さん” をつくる</p> <p>■ 一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する</p> <p>■ 伊勢の誇りを次世代に継承する</p>	<p>基本目標 1</p> <p>脱炭素で地球にやさしい社会の構築</p> 	<p>(1) 温室効果ガスの排出抑制 <i>(伊勢市地球温暖化防止実行計画)</i></p> <p>(2) 気候変動への適応 <i>(伊勢市気候変動適応計画)</i></p>	<p>再生可能エネルギー、省エネルギー、ライフスタイルの転換 脱炭素経営、自転車の活用、公共交通の利用、吸収源対策</p> <p>熱中症、農林水産物被害防止、生態系防災、浸水対策、流域治水</p>
		<p>基本目標 2</p> <p>資源を大切にする循環型社会の構築</p> 	<p>(1) 3R の推進</p> <p>(2) 適正なごみ処理の推進</p>	<p>発生抑制 (リデュース)、食品ロス削減、プラスチックごみ削減 再利用 (リユース)、再生利用 (リサイクル)、生ごみ堆肥化</p> <p>分別の徹底、分別実態把握、適正排出、不法投棄中間・最終処理施設の適正管理・更新</p>
		<p>基本目標 3</p> <p>豊かな自然・多様な生物と人が共生する社会の形成</p> 	<p>(1) 自然環境・公益的機能の保全</p> <p>(2) 生物との共生</p>	<p>水環境保全、水質調査、河川環境の維持 森林保全、害虫防除、木材利用、遊休農地解消、地産地消</p> <p>生物多様性保全、生息生育状況の把握、外来生物鳥獣被害の緩和、自然とのふれあい</p>
		<p>基本目標 4</p> <p>歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成</p> 	<p>(1) 快適で潤いのある生活環境の保全</p> <p>(2) 歴史的・文化的環境の保全</p>	<p>大気環境、騒音、水資源、環境美化活動、ペット、公園緑地 花とみどり、ポイ捨て、バリアフリー、ユニバーサルデザイン</p> <p>歴史・文化の保存・継承、食文化、景観保全</p>
		<p>基本目標 5</p> <p>環境保全に取り組むための基盤づくり</p> 	<p>(1) 環境教育・環境学習の充実</p> <p>(2) 環境保全活動の促進</p>	<p>環境教育、環境学習、啓発活動、環境文化の醸成</p> <p>市民・団体、事業者の環境保全活動 市民・事業者・行政の連携・協働</p>

※表示するSDGsのアイコンは、主な取組に沿って追加変更を検討します。

※改定箇所(案)を赤文字で示しています。青色の文字は作業上の注釈です。

